

2021年度 早稲田大学大学院法務研究科
法学既修者試験 論述試験
憲 法
(出題の趣旨)

【出題の趣旨】

本問では、刑事収容施設の被収容者の閲読の自由に関して、事案の特性を考慮しつつ、判例法理に照らして考えることが期待される。事案自体は、東京地判平成 23 年 12 月 20 日 (LEX/DB 25490033) を参考にして、解答者に求められているのは、最大判昭和 58 年 6 月 22 日民集 37 卷 5 号 792 頁 (よど号ハイジャック記事抹消事件。以下、「よど号判決」と略称する) が示した法理に関する知識と、事案の差異を意識した判例法理の適用である。

「よど号判決」は、被収容者の閲読の自由の制限が許されるためには、具体的事情の下で、閲読を許すことにより、監獄内の規律・秩序の「維持上放置することのできない程度の障害が生ずる相当の蓋然性があると認められることが必要」と判示しているが、本問の事案の下で、「相当の蓋然性」が認められるか否かを具体的に検討することが期待される。一方、「よど号判決」で問題になったのは、政治的・社会的に重大な事件の新聞記事であったが、本問事案は男性同士の性愛場面を描いた成人雑誌であり、閲読の自由の憲法的保障のレベルが異なるのではないか、という点が問題となる。

なお、異性間の性的描写が記載された書籍の閲読は許されているのに、男性同士の同様の書籍の閲読が許されないのは、憲法 14 条違反であるという論点も成立するが、刑事収容施設の実際の運用 (性別の収容) を踏まえた検討が必要であり、簡単に「不合理な差別」と判断できるのか、悩むべきであろう。

全体としては、何が論点かを的確に把握し、根拠をもって各論点への解答を示し、全体として論理的整合性を保った答案を書くことが期待されている。